

○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第四条第一項に基づき入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件

(令和四年四月五日経済産業省告示第九十三号)

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第四条第一項の規定に基づき、入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等を指定する件を次のように定める。

1 交付対象区分等(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。以下同じ。)のうち、入札の対象とする交付対象区分等は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。)第三条に規定する設備の区分等(以下単に「設備の区分等」という。)のうち、同条第四号の二、第二十七号及び第二十八号に掲げる設備の区分等とする。

2 特定調達対象区分等(同法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。以下同じ。)のうち、入札の対象とする特定調達対象区分等は、施行規則第三条第三号の三、第四号及び第五号の二に掲げる設備の区分等とする。

3 同法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島等をいう。）に属する場合の入札の対象とする特定調達対象区分等は、前項に規定するものに加え、施行規則第三条第四号の二、第二十七号及び二十八号に掲げる設備の区分等とする。

4 交付対象区分等又は特定調達対象区分等に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備である場合であつて、建物（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第百十一条に規定する建物をいい、令和四年一月十七日以前に設置されていたものに限る。）の屋根に設置する場合には、前各項の規定にかかわらず、当該設備の区分等は入札の対象としない。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 令和三年経済産業省告示第六十四号は、令和四年三月三十一日限り、廃止する。